

居宅介護契約書
重要事項説明書

ケアステーションみずほ

契約書

様(以下、「利用者」といいます。) 医療法人瑞穂会が開設する【ケアステーションみずほ】(以下、「事業所」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護について、次の通りに契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は利用者に対し、総合支援法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約の期間)

1 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の受給者証の支給決定満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合は、自動更新されるものとします。

第3条 (居宅介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて、利用者の同意のもと「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画書」を作成し交付します。

第4条 (居宅介護の内容)

1 利用者が提供を受ける居宅介護の内容は〔居宅介護重要事項説明書〕に定めたとおりです。事業者は〔居宅介護重要事項説明書〕に定めた内容について、利用者及び家族に説明をします。

2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、居宅介護計画に沿って〔居宅介護重要事項説明書〕に定めた内容の居宅介護を提供します。

3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は初任・実務者研修の修了者です。

4 居宅介護計画が利用者との同意をもって変更され、事業者が提供するサービス内容又は受給量に変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の居宅介護を提供します。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録を付けることし、この契約の終了2年間保管します。
- 2 サービス実施記録は電子記録となります。同時に、ご自宅に訪問記録ファイル又は、ノートに訪問した旨を記入します。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として〔居宅介護重要事項説明書〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金合計額の請求書を翌月10日以降に発行し、お支払いは口座振替となります。引き落としが確認でき次第、領収書を発行します。
- 3 利用者は、居宅においてサービス事業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
- 4 利用者は、利用料金を3か月以上滞納した場合は連帯保証人に請求し、支払いして頂きます。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して、〔居宅介護重要事項説明書〕に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することが出来ます。この場合は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることが出来ます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔居宅介護重要事項説明書〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者が、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

第9条（契約の終了）

1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文章で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。但し利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間1週間以内の通知でもこの契約を解約することが出来ます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、1ヶ月前の予告期間において理由を示した文章で通知することにより、契約を解約することが出来ます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が守秘主義に反した場合。
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

4 次の事由に該当した場合は、自事業者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3か月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

第10条（秘密保持）

1 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者には漏らしません。

2 事業者は利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。

第 12 条（緊急時の対応）

事業者は、現に居宅介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 13 条（身分証携行義務）

サービス事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 14 条（連携）

- 1 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 第 9 条第 2 項又は 4 項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第 15 条（苦情の対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応します。

第 16 条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとし、ます。
- 2 この契約に定めのない事項については、総合支援法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定め、ます。

第 17 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意、します。

前期の契約を証とするため、本書 2 通を作成し、利用者と事業者が署名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日： 令和 年 月 日

【事業者】 医療法人 瑞穂会
 <住所> 埼玉県川越市中台元町 1 丁目 16 番地 11
 <代表者> 理事長 穂坂 邦大

印

【利用者】 <住所>

<氏名>

印

【代理人】 <住所>

<氏名>

印

【連帯保証人】 <住所>

<氏名>

印

居宅介護重要事項説明書

〈令和7年4月1日〉

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：049-241-5708

営業日：月曜日～土曜日 営業時間：9：00～17：30

担当：千葉 花恵 *ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 ケアステーションみずほの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ケアステーションみずほ
所在地	埼玉県川越市中台元町1丁目16番地42
・訪問介護 予防介護（総合支援） *訪問介護特定事業所加算Ⅰ	介護保険事業所番号 1170401838
・居宅介護 *居宅介護特定事業所加算Ⅰ	障害福祉事業所番号 1110400049
・保険外サービス	
サービスを提供する地域	川越市内

(2) 事業所の職員体制

資格等	氏名	業務内容
管理者	千葉花恵	運営管理
サービス提供責任者 介護福祉士	千葉花恵 鈴木祐子 関根まど香 小沢綾子 笹谷紀子 山川瞳 野澤真央 横山英里香 松本こず恵	アセスメント・モニタリング・担当者会議への参加・介護計画・手順書作成・同行訪問・指導 など

(3) サービスの営業時間

*月曜日～土曜日 9：00～17：30

（上記の時間外につきましては必要に応じて相談を受け付けています）

*日曜日・年末年始(12月31日～1月3日まで)は休業日となります。

3 サービス内容

(1) 身体介護

・排泄介助・入浴介助・移動介助・更衣介助・食事介助・身体保清 等

(2) 家事援助

・買物代行・掃除・調理・洗濯 等

(3) その他サービス

・保険外サービス・介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料 (給付サービス利用時の1割負担表です。)

	30分未満	1時間未満	1.5時間未満	2時間未満
身体介護	256単位	404単位	587単位	669単位

	30分未満	45分未満	1時間未満	1.5時間未満
家事援助	106単位	153単位	197単位	275単位

利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護職員によるサービス提供が困難であると認められた場合で利用者の同意を得て、2人の訪問介護職員によるサービス提供を行った場合、基本料金の2倍の料金となります。また、基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

〔加算について〕

- ・居宅介護初回加算 新規に訪問計画を作成した利用者に対して、初回にサービス提供責任者が居宅介護を行う場合、又は同行訪問した場合200単位を頂きます。
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 利用単位数に41.7%の加算を頂きます。
- ・緊急時訪問加算 利用者やその家族から要請を受けて、ケアマネージャーと連携を図り、居宅サービス計画にない身体介護を24時間以内に行った場合に、1回100単位を頂きます。

〔利用者負担に関する月額上限〕

区分	世帯の収入状況	1ヶ月の負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(2)交通費 無料です。

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

ご利用前日まで	無料	ご利用当日	実費で1,000円
---------	----	-------	-----------

※但し、身体的不調や天災によるキャンセルは除きます。

5 その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法は、毎月 10 日以降に前月分の請求書を発行し、当月の 27 日に口座振替となり、お支払いの確認ができ次第、領収書を発行します。
- ③ ハラスメントについて、当事業所は正当な理由なく居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。但し、以下の場合には居宅介護サービスを中止または契約を解除させていただくとともに、直ちに当該市区町村に状況報告をいたします。
 - ・介護給付等対象サービスの利用に関する内容に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
 - ・偽りその他不正行為によって保険給付を受けた、又は受けようとした場合
 - ・次のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合
 - 1) 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ・物を投げつける ・叩く、蹴る、唾を吐くなど ・刃物を向ける
 - ・服を引きちぎる ・手を払いのけるなど
 - 2) 精神的暴力または無理な要求（個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ・大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
 - ・対象範囲外のサービスの強要
 - ・家族が利用者の発言に関して事実確認を行わずに、理不尽な要求をする
 - ・特定の職員に嫌がらせをするなど
 - 3) セクシャルハラスメント（性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為）
 - ・必要もなく介護従業者の身体を触る、手を握るなど
 - ・性的な話し、卑猥な言動をするなど
 - 4) その他
 - ・介護従業者の自宅住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為など

※ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービス中止や契約を解除することもあります。

- 5) サービス利用に際してのお願い
 - ・訪問の際は、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いいたします。
 - ・お茶や、お菓子などのお心付けは一切ご不要です。

④ 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

但し、下記の通り緊急をやむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともにその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由について記録します。

- 1) 緊急性：直ちに身体拘束を行なわなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- 2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- 3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

⑤ 虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発防止をするために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。他指針の整備、研修を行います。サービス提供中に、当事業所従業員は、擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑥ 感染症予防及びまん延防止のための対策

事業者内の衛生管理介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業員に周知します。他、指針の整備、研修を行います。

感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します。

⑦ 天災等不可抗力

契約の有効期間中、地震等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、サービスの実施が出来なくなった場合には以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。また、大雪・大雨・強風等天候の場合は、訪問時間の延期もしくは中止となる場合があります。

⑧ 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には

必要な措置を講じます。

6 当法人の訪問介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

- 地域における保険・医療・福祉の密接な連携を図ります。
- ヘルパーは常に意識を持って質の高いサービスが提供できるよう知識、技術の向上に心がけます。
- 利用者一人一人のニーズと意志を尊重し、利用者本位のサービスに努めます。

(2) サービス利用にあたり

- ヘルパーの変更を希望される方は、お申し出ください。
- 従業員への研修の実施をしており、スキルアップや各マニュアルの周知徹底をしています。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医・救急隊・親族・居宅介護支援者等に連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者家族・居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。尚、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(NKJ保険センター)

保険名：介護保険・社会福祉事業者総合保険制度

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当時業所お客様相談・苦情担当

受付：月曜日～土曜日（年末年始 12/31-1/3 休業）9：00～17：30

担当者：鈴木 祐子 解決責任者：千葉 花恵 電話 049-241-5708

第三者委員会：佐々木 政子 電話：049-241-3676

(2) その他、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

川越市担当：介護保険課 電話：049-224-6404

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048-824-2568

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約者及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

サービス提供責任者 < 千葉 花恵 >

事業者 医療法人 瑞穂会

所在地 埼玉県川越市中台元町1丁目16番地42

名称 ケアステーションみずほ

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】 <住所>

<氏名>

印

【代理人】 <住所>

<氏名>

印